

### 3. 低炭素都市なごや戦略実行 計画の改定(案)

## 3-1 基本方針

目指す将来像



「低炭素都市2050なごや戦略」で提案した2050年の「3つの生活の将来像」に基づく。

計画期間



現行計画の計画期間(2020年度まで)の半ばであるが、国の動向等をふまえ、2030年度までの計画期間として改定する。

目標



- 国の削減目標を一概に適用せず、本市の状況に応じて設定
- 温室効果ガス排出量以外に市民・事業者の努力が反映される目標の設定を検討
- めざす姿の状況を示す指標に加え、温室効果ガス排出削減に資する指標等の設定を検討

施策



- 再エネ導入拡大、省エネ、低炭素型都市づくりの一層の推進を検討
- 特に「家庭」および「オフィス・店舗等」部門向けの対策の強化
- 水素社会、適応策など新たな課題への対応

## 3-2 検討事項① 目標年次および基準年度

### ●本市の現行計画と国の目標

区分	温室効果ガスの削減
本市現行計画 (2011年12月策定)	2020年度に1990年度比▲25%
国 (2015年7月決定)	2030年度に2013年度比▲26% (2020年度に2005年度比▲3.8%)

### ●改定方針

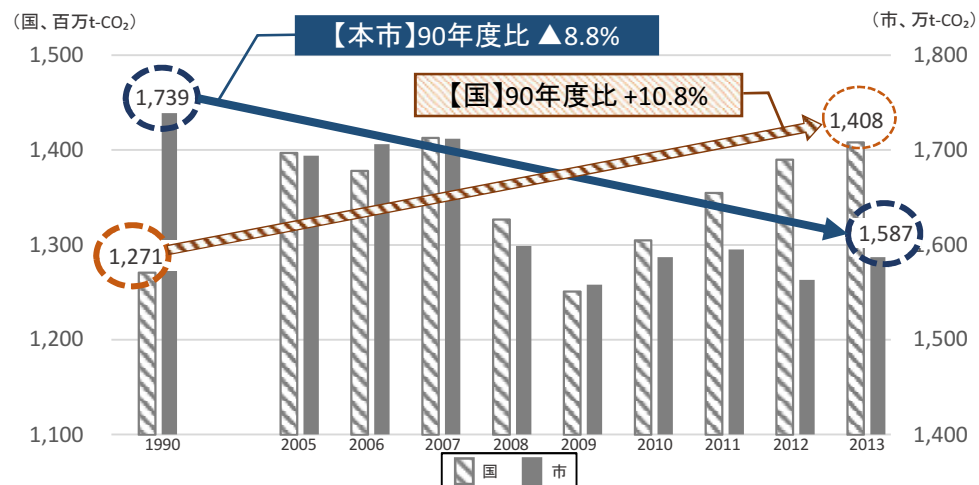
◎新計画では、国と同じく目標年次を2030年度、基準年度を2013年度とする。

◎これまでとの継続性を鑑み、1990年度に対する削減率と2020年度時点の削減目標についても補記する。

◎長期目標は、これまでと同じく「2050年度に1990年度比8割削減」とする。

### 3-3 検討事項② 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

#### ●国と本市の温室効果ガス排出量の推移



- 国は1990年度に対し約1割増加しているのに対し、本市は約1割削減
- 国の新たな目標は、1990年度比で▲18%に相当

#### ●本市の2030年度の削減目標

	1990年度比	2013年度比
国の「2013年度比▲26%」を当てはめた場合	▲33%	▲26%
国の「1990年度比▲18%」を当てはめた場合	▲18%	▲10%

#### ●改定方針

◎削減目標は、国と本市とでは排出量の推移が異なるため、国の削減率を一概に適用せず、本市の状況に応じて設定する。

◎具体的には、「現状趨勢」(CO<sub>2</sub>排出量が今後追加的な対策を見込まないまま推移したケース)から、「国の対策」と「本市の施策効果」を差し引いて設定する。

◎2030年度目標は、環境基本計画の改定(2020年度)と合わせて見直すことがある。

## 3-4 検討事項③ 目標の種類と評価指標の検討

### ●目標の種類を検討

- 電源構成の変化に伴う電力原単位の悪化により、エネルギー消費量の減少が温室効果ガス排出量の削減として現れていない。
- 今後の原発の稼働状況などが不透明であるため、電源構成の動向を見通せる状況にない。



温室効果ガス排出量のほかに、市民・事業者の省エネ等の取組が反映される目標を検討

### ●評価指標の検討

- 現行計画に掲げる指標は、主に「めざす姿(3つの生活像)」の実現状況を把握するためのものであり、温室効果ガス排出量との関連性が低く、削減目標の達成状況が分かりにくい。



温室効果ガス排出量またはエネルギー使用量の削減に関連する主体別の指標の追加を検討

## 3-5 検討事項④ 施策の検討

	現行計画の主な施策	国の地球温暖化対策計画の主な施策
工場・オフィス・店舗等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策計画書制度</li> <li>省エネ訪問相談</li> <li>エコ事業所認定制度</li> <li>CASBEE名古屋の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備や機器の省エネ (BATの最大限導入、LED等高効率照明)</li> <li>エネルギー管理の徹底 (BEMS・FEMS、省エネ診断)</li> <li>建築物の省エネ対策 (省エネ基準適合義務化、省エネ改修、ZEB)</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコライフの推進</li> <li>エネファーム設置費補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民運動の推進 (COOL CHOICE)</li> <li>住宅の省エネ対策 (省エネ基準適合義務化、断熱改修、ZEH推進)</li> <li>エネルギー管理の徹底 (HEMS、スマートメーター)</li> <li>機器の省エネ (LED等高効率照明、エネファーム)</li> </ul>
運輸 (自動車)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代自動車普及啓発</li> <li>エコドライブ推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代自動車の普及、燃費改善</li> <li>その他運輸部門対策 (交通流対策の推進、エコドライブ、公共交通機関の利用促進、低炭素物流の推進、モーダルシフト)</li> </ul>
再生可能エネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー導入促進 (屋根貸し、太陽光発電設備・太陽熱利用機器設置費補助)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの最大限の導入 (固定価格買取制度の適切な運用・見直し、系統整備や系統運用ルールの整備)</li> </ul>
横断的 (まちづくり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>低炭素モデル地区事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低炭素型の都市・地域構造及び社会経済システムの形成</li> <li>水素社会の実現</li> <li>二国間クレジット制度 (JCM)</li> </ul>

**強化・追加**

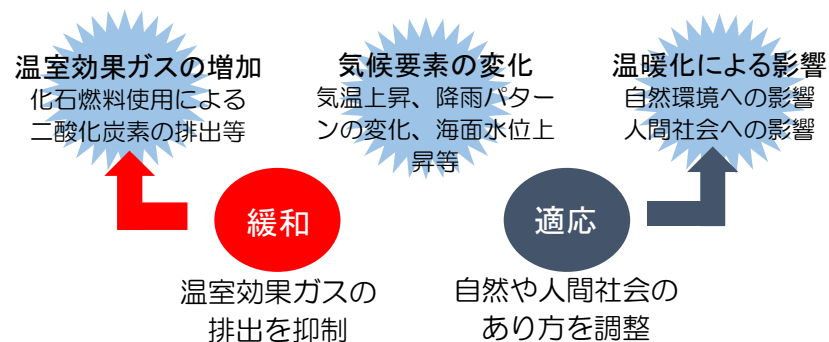
### 改定計画の施策

- 再生可能エネルギー導入拡大、省エネルギー、低炭素型都市づくりの一層の推進
- 特に温室効果ガス排出量の増加が著しい「家庭」および「オフィス・店舗等」部門向け施策を強化
- 水素社会の実現や適応策など新たな課題にも対応

## 3-6 検討事項⑤ 適応への対応

### ●適応

既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整すること。厳しい温暖化対策(緩和策)を施しても気温上昇は免れないことから、将来に予期される影響を事前に回避または軽減するための対策の重要性が高まっている。



### ●「気候変動の影響への適応計画」(2015年11月閣議決定)で掲げる7分野

分野	影響	適応策
農業、森林・林業、水産業	高温による品質低下等	高温耐性品種の開発・普及等
水環境・水資源	水温や水質変化、無降水日数や渇水の増加等	渇水対応タイムラインの作成の促進
自然生態系	植生分布の変化、野生鳥獣分布拡大等	モニタリング、生態系の保全と回復等
自然災害・沿岸域	水害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化等	施設整備、ハザードマップ策定の推進等
健康	熱中症増加、感染症媒介動物分布可能域の拡大等	予防・対処法の普及啓発等
産業・経済活動	企業の生産活動、レジャーへの影響、保険損害増加等	適応技術の開発促進等
国民生活・都市生活	インフラ・ライフラインへの被害等	各種インフラ等における防災機能強化等

### ●方針

◎国の適応計画において、地方公共団体への展開を基本戦略として記載されていることに加え、今年度に地方公共団体向け気候変動適応計画策定ガイドラインが策定されたことを踏まえ、本市においても今回の改定作業に併せて検討する。

◎国の適応計画に掲げる分野別施策を基に、本市において緊急性の高い分野を優先して施策を検討する。

## 3-7 計画改定スケジュール

